

令和8年1月

お客さま各位

香川県信用組合

長期間ご利用がないお客さまの 「個人向けインターネットバンキング」ご契約の解約について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

近年、全国の金融機関において、インターネットバンキングを悪用した不正送金被害が拡大しております。当組合では、被害未然防止のため、個人向けインターネットバンキングサービス「けんしんインターネットバンキング」を長期間にわたりご利用がないお客さまについて、利用規定に基づき解約させていただきます。

対象のお客さまにおかれましては、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. ご契約の解約対象となるお客さま

令和7年12月末時点において

「5年以上本サービスのご利用がないお客さま」

2. ご契約の解約実施日

令和8年3月2日（月）

3. ご契約の解約理由

『けんしんインターネットバンキングご利用規定』の規定に基づき、ご解約をさせていただきます。

【利用規定の内容（抜粋）】

15. 解約等

(1)～(3) 一略一

(4) 強制解約

契約者に以下の事由がひとつでも生じたときは、当組合はいつでも、契約者に通知、催告することなく本契約を直ちに解約することができます。

①～③ 一略一

④ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき

4. 本サービスのご利用について

対象のお客さままで、本サービスを再度ご利用される場合は、改めてお取引店でお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

以上



<https://www.kagawaken.shinkumi.jp/>